八郎潟町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、八郎潟町における空き家の有効活用を通して、八郎潟町民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、八郎潟町空き家情報登録制度「空き家バンク」（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）「空き家」とは、次のアからエまでのいずれにも該当する建築物及びその敷地であって、所有者等が宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）第３条第１項の免許を受けて宅地手者取引業を営む者をいう。）に売買又は賃貸借の媒介を依頼するものをいう。

ア　個人が住居を目的として建築し、現に住居していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）町内に存する建築物であること。

イ　賃貸、分譲等を目的とした建築物でないこと。

ウ　建築物の安全性に問題がないこと。

エ　居住の場として機能しない建築物でないこと。

（２）「所有者等」とは、空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。

（３）「空き家バンク」とは、空き家の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、町内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介を行う制度をいう。

（適用上の注意）

第３条　この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

（空き家の登録申込み等）

第４条　空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、空き家情報登録制度「空き家バンク」登録申込書（様式第１号）及び「空き家バンク」登録カード（様式第２号。以下「登録カード」という。）を町長に提出しなければならない。

２　所有者が次に掲げる者である場合は、前項の申請書を提出することができない。

（１）暴力団（八郎潟町暴力団排除条例（平成２４年八郎潟町条例第５号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（八郎潟町暴力団排除条例（平成２４年八郎潟町条例第５号）第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）前２号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

３　町長は、第１項の規定による登録の申込みがあったときは、現地調査等を行い、登録しようとする事項の内容等を確認の上、適切と認めたときは、空き家バンク登録台帳に登録しなければならない。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

（１）老朽化が著しいもの

（２）その他町長が適切でないと認めたもの

４　町長は、前項の規定による登録をしたときは、「空き家バンク」登録完了書（様式第３号）を当該

申込者に通知するものとする。

５　町長は、第２項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによるところが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第５条　前条第４項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」登録変更届出書（様式第４号）を登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

（空き家バンクの登録の取消し）

第６条　町長は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたにときは、当該空き家バンク登録台帳の登録を削除するとともに、「空き家バンク」取消通知書（様式第６号）を当該登録者に通知するものとする。ただし、本条第２号に該当することにより登録を削除されたものについては、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

（１）当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

（２）登録から２年を経過したとき。

（３）「空き家バンク」取消し願い書（様式第５号）の届出があったとき。

（４）情報登録に係る申出内容に虚偽があったとき。

（５）その他空き家バンク登録台帳に登録されていることが不適当と町長が認めたとき。

２　前項の規定にかかわらず、第４条第３項の登録から２年を経過する前に、当該空き家登録者から、再登録する旨の申出が町長にあった場合は、町長は前項の通知を省略し、再登録することができる。

３　第４条の規定は、前項の場合において準用する。

（情報提供及び利用登録）

第７条　町長は、必要に応じて、登録者の登録された必要な情報を利用希望者に提供するものとする。

２　利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、「空き家バンク」利用登録申込書（様式第７号）により町長に申し込むものとする。ただし、第４条第２項各号に掲げる者は、申し込むことはできない。

３　町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは空き家バンク利用登録台帳に登録し、「空き家バンク」利用登録完了書（様式第８号）により当該申込者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

（利用登録者に係る登録事項の変更の届出）

第８条　前条第３項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」利用登録変更届出書（様式第９号）を町長に届け出なければならない。

（利用登録者の登録の取消し）

第９条　町長は、利用登録者の次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、「空き家バンク」利用登録取消し通知書（様式第１０号）を当該利用登録者に通知するものとする。

（１）第４条第２項各号に掲げる者であるとき。

（２）次条に規定する要件を欠くものと認められるとき。

（３）あっせん及び仲介等を目的とするとき

（４）空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（５）申込内容に虚偽があったとき。
（６）空き家バンク利用登録の取消しの届出があったとき。
（７）利用登録から２年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。
（８）その他町長が適当でないと認めたとき。

（空き家バンク利用の申請要件）

第１０条　空き家バンクの情報を受け、空き家を利用しようとする利用希望者は、その利用において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。
（１）空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者
（２）空き家に定住し、又は定期的に滞在して、八郎潟町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
（３）その他町長が適当と認めた者

（登録空き家等の現地見学）

第１１条　登録空き家の現地見学を希望する利用登録者は、町長に申し込みするものとする。
２　町長は、前項の申し込みがあったときは、関係者との日程調整を行い、登録物件の現地見学を実施するものとする。

（空き家バンク利用の申込み及び通知）

第１２条　空き家バンクを利用しようとする利用希望者は、「空き家バンク」利用申込書（様式第１１号）及び誓約書（様式第１２号）に希望物件の番号（第４条の規定により登録された登録番号をいう。）その他の必要事項を記入し、町長に申し込むものとする。
２　町長は、前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めたときは、当該希望物件の登録者へその旨を通知するものとする。
３　前項の通知を受けた登録者は、遅滞なく当該利用希望者へ回答し、町長へその回答内容を報告するものとする。

（登録者と利用希望者の交渉等）

第１３条　町長は、登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

（個人情報の保護）

第１４条　第４条第２項の規定による、空き家バンク登録台帳及び空き家バンク利用登録台帳に保有する個人情報の取り扱いについては、八郎潟町個人情報保護条例（平成27年八郎潟町条例第23号）に定めるところによる。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。